

**商 法** (配点 40 点)

【出題趣旨】

設問 1 (配点 20 点)

甲社の「重要な財産の処分」に該当すれば、甲社取締役会の承認決議が必要になり、その承認決議に瑕疵がなく適法になされた場合には、売買契約は有効と考えられる。まず、重要な財産かどうかの基準は、当該財産の価額(50 億円)、甲社の総資産にしめる割合(1.66%)、当該財産の保有目的、処分行為の態様(売買)、甲社における従来の取扱いなどの事情を総合的に考慮して決定される。本設問の場合、当該価額が 50 億円、総資産に占める割合 1.66%からすると、重要な財産にあたる。取締役会決議を適法にして決議がなされているので、有効と考えられる。

設問 2 (配点 20 点)

これに対し、本設問の場合、利益相反取引に該当し、特別利害関係取締役が決議に出席し、議決権を行使している以上、会社法 369 条 2 項違反があり、取締役会決議は無効になる。A は、甲社の代表取締役と共に、乙社の代表取締役であり、乙社の株式を 100%保有しているので、A は、自己のために、自己の名義で取引をしており、甲社の利益と相反する利益相反取引を行っていることになり、利益相反取引の当事者は、取締役会決議に参加できず、議決権行使も出来ないと会社法 369 条 2 項によって規定されている。忠実義務違反を A が犯し、自己の利益のために行動してしまう危険性があるからである。したがって、取締役会決議を欠く利益相反取引の効力の問題になるが、売買契約の相手方である乙社の代表取締役も A であるから、利益相反取引であること、A の参加によって甲社取締役会決議が無効であることを A は当然知っていて悪意であるから、甲社は、乙社に対し、悪意の抗弁を主張して売買契約を無効にすることができる。

以上